

兵庫県公報

平成23年10月14日 金曜日 第 2329 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	2
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	3
○ 景観形成地区の指定の案の縦覧（同）	3
○ 景観形成基準の案の縦覧（同）	3
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	4
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	4
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	5
○ 入札公告（契約管理課）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	8
○ 入札公告（西播磨県民局）	9
○ 同 上（但馬県民局）	15
警察本部公告	
○ 入札公告	22

告 示

兵庫県告示第1080号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成23年10月14日

兵庫県知事 井戸敏三

吉島土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	石 田 忠 作	たつの市新宮町吉島111番地 6
同	小 林 隆 司	同 市新宮町吉島228番地 1
同	井 戸 國 夫	同 市新宮町下野334番地
同	八 木 利 一	同 市新宮町下野151番地
同	津 田 重 男	同 市新宮町宮内283番地
同	前 田 和 男	同 市新宮町宮内398番地 3
同	八 木 泰 輝	同 市新宮町新宮547番地 6
同	前 田 良 男	同 市新宮町新宮584番地
同	武 内 武 三	同 市新宮町井野原224番地 1
同	松 下 春 雄	同 市新宮町井野原493番地
同	前 田 賢 治	同 市新宮町仙正93番地
同	井 上 元 芳	同 市新宮町井野原582番地
同	藤 井 昭 雄	同 市新宮町中野庄203番地 2
同	長谷川 正 男	同 市新宮町中野庄136番地
同	衣 笠 正 秋	同 市新宮町下野田407番地 1
同	谷 本 重 信	同 市新宮町下野田291番地
監 事	横 田 甚 太郎	同 市新宮町井野原505番地 1

同	長谷川 可 清	同	市新宮町吉島760番地 1
同	八 木 義 昭	同	市新宮町新宮1052番地
同	松 井 恒 喜	同	市新宮町下野田103番地 2
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	石 田 忠 作	たつの市新宮町吉島111番地 6	
同	小 林 隆 司	同 市新宮町吉島228番地 1	
同	井 戸 國 夫	同 市新宮町下野334番地	
同	八 木 利 一	同 市新宮町下野151番地	
同	長 谷 涉	同 市新宮町宮内338番地 1	
同	前 田 和 男	同 市新宮町宮内398番地 3	
同	八 木 泰 輝	同 市新宮町新宮547番地 6	
同	前 田 良 男	同 市新宮町新宮584番地	
同	武 内 武 三	同 市新宮町井野原224番地 1	
同	松 下 春 雄	同 市新宮町井野原493番地	
同	三 阪 浩 司	同 市新宮町仙正164番地 2	
同	碓 井 正 義	同 市新宮町仙正131番地10	
同	藤 井 昭 雄	同 市新宮町中野庄203番地 2	
同	長谷川 正 男	同 市新宮町中野庄136番地	
同	衣 笠 正 秋	同 市新宮町下野田407番地 1	
同	瀬 良 義 和	同 市新宮町下野田39番地	
監 事	清 水 一 敏	同 市新宮町井野原469番地	
同	長谷川 可 清	同 市新宮町吉島760番地 1	
同	八 木 哲 夫	同 市新宮町新宮472番地 2	
同	嶋 澤 輝 幸	同 市新宮町下野田195番地 5	



兵庫県告示第1081号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成23年9月30日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成23年10月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	勝雄地区	平成23年10月14日から 同 年11月 4 日まで	神 戸 市 北 区 役 所



兵庫県告示第1082号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年10月14日から供用を開始する。

その関係図面は、平成23年10月14日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2 5 0 号	姫路市網干区余子浜字村裏221番2から 同 市網干区余子浜字開197番18まで	旧	22.0から 30.0まで	38.0	
		新	28.0から 30.0まで	38.0	



兵庫県告示第1083号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成23年10月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 商号又は名称 株式会社ウッドホーム
- 2 代表者氏名 村 中 英 二
- 3 事務所所在地 神戸市垂水区桃山台3-22-19
- 4 免 許 番 号 兵庫県知事(1)第11423号
- 5 免 許 年 月 日 平成22年11月1日



兵庫県告示第1084号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第4項の規定により、次の景観形成地区の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成23年10月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 景観形成地区の名称及び種別
加西市北条地区歴史的景観形成地区
- 2 景観形成地区に指定する土地の区域
加西市北条町北条、北条町栗田、北条町横尾、北条町小谷及び北条町古坂の各一部
- 3 景観形成地区の指定の案の縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第2課、加西市都市開発部都市計画課及び同市総務部自治参画課
- 4 縦覧期間
平成23年10月14日から同月27日まで



兵庫県告示第1085号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第9条第3項において準用する同条例第8条第4項の規定により、次の景観形成基準の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載し

た文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成23年10月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 景観形成地区の名称及び種別

加西市北条地区歴史的景観形成地区

2 景観形成基準の案の縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第2課、加西市都市開発部都市計画課及び同市総務部自治参画課

3 縦覧期間

平成23年10月14日から同月27日まで



兵庫県告示第1086号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、1については平成23年10月24日から、2については同年11月21日から適用する。

平成23年10月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 表但馬信用金庫の項中

「		同 豊岡北支店	豊岡市上陰	」
---	--	---------	-------	---

を

「		同 豊岡北支店	豊岡市船町	」
---	--	---------	-------	---

に改める。

2 表但馬信用金庫の項中

「		同 豊岡西支店	豊岡市正法寺	」
---	--	---------	--------	---

を

「		同 豊岡西支店	豊岡市高屋	」
---	--	---------	-------	---

に改める。

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成23年10月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請受付年月日 平成23年9月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人夢舞台いながわ

イ 代表者の氏名 北山辰夫

ウ 主たる事務所の所在地 川辺郡猪名川町広根字中堀曾30番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、猪名川町を中心とする住民等に対して、そば、うどん等麺類の普及啓発に関する事業並びに遊休農地を活用した安全・安心な農産物の生産・提供事業等を行うとともに、国際交流に関する事業並びに交通安全に関する事業を行うことにより、健康の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2(1) 申請受付年月日 平成23年9月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人コスモス

イ 代表者の氏名 久永 彩

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市青山北3丁目40番17号

エ 定款に記載された目的

この法人は、姫路市を中心とした地域の人々に対して、特に老後の自己実現に関する色々な問題について、学習会などの啓発活動を通じて本人はもとより、その家族も学習することで、より良い自己実現に資することを目的とする。

3(1) 申請受付年月日 平成23年9月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ゆうゆう加古っち

イ 代表者の氏名 小野 博 正

ウ 主たる事務所の所在地 加古郡稲美町加古1291番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、稲美町の加古地区及びその周辺地域の住民に対して、少子高齢化社会における福祉・環境・農業などの課題を解決するための事業を行い、憩いの場、楽しみの場、いきがいの場を提供することによって、福祉の増進と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成23年10月14日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1(1) 申請受付年月日 平成23年9月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人利他の会

イ 代表者の氏名 岸 本 眞知子

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市西新在家三丁目8番48号

エ 定款に記載された目的

この法人は、発展途上国の子ども達に教育機会の提供、保健衛生面をはじめとした生活環境の改善、職業能力訓練開発の支援事業を行うことにより、発展途上国の人々が、夢のある未来を描くことが出来る生活環境の実現を目指すとともに、物心共に多様な交流活動を通じて、わが国の人々が真の豊かさを見つめ直す機会を得、あらゆる人々が利他の精神を育み、もって思いやりのある心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

2(1) 申請受付年月日 平成23年9月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人とも杖

イ 代表者の氏名 金子 庸 子

ウ 主たる事務所の所在地 明石市太寺4丁目12-11 太寺荘F 1

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者が豊かな社会生活を営むためにというテーマに関して障害者及び高齢者の生活支援、障害の有無を越えた幅広い交流活動を行い、障害者、高齢者と健常者の自己実現を図る事業を行うことによって、真のノーマライゼーションの実現を達成し、もって真の人間性あふれる住みやすい社会の創造に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成23年 9月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人WAHHAHAの会

イ 代表者の氏名 木 元 聖 花

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市安田四丁目80 アビックス駅南大路8階A

エ 定款に記載された目的

この法人は、がん予防知識の普及とがん患者及びその家族に対して心のケア・精神的サポートに関する事業を行い、がん予防、がん患者の自立、健康回復を通して地域住民が健やかに暮らせる社会作りに寄与することを目的とする。



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年10月14日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

土木占使用システム開発業務委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約日から平成25年 3月25日 (月) まで

(4) 入札方法

ア 落札者の決定は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札により行うものとし、入札参加者は、入札説明書に定める提案書を入札書とともに提出しなければならない。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び特別消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を記入すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該業務の入札の日において県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、申込書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 1号館12階

兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 技術情報係

電話 (078) 341-7711 内線 4330

- (2) 契約条項を示す期間、申込書の提出期間及び入札説明書の交付期間
平成23年10月14日（金）から同月28日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成23年11月24日（木）午前10時 兵庫県庁西館1階 大入札室

- (4) 入札書等の提出期限
(3)の日時及び場所に持参すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）によるものについては、平成23年11月22日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着させること。

4 落札者の決定方法

- (1) 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて定められた予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者のうち、技術点及び価格点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

なお、総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、価格点の高い者を落札者とする。価格点が同じ場合は、くじにより決定するものとし、この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって立会人にくじを引かせることとする。

- (2) 技術点は、提出された提案書の内容に応じて、次の評価区分及び評価内容により点数を与える。（配点1,000点）

評価区分	主な評価内容	配点
システム概要 操作性 規模・性能	・システム処理方式 ・システム構築内容 (外部連携、電子帳票化、データ項目標準化等)	130点
信頼性、拡張性 情報セキュリティ	・信頼性、可用性、拡張性、システム互換性 ・情報セキュリティ、ユーザ認証	90点
システム稼働環境	・システム構成、性能設計 ・ハード・ソフト構成	60点
開発の体制・方式	・設計、開発、テストの内容、手順 ・データ移行計画、内容、手順 ・進捗管理、品質管理手法	110点
研修 システム運用	・研修計画、内容、手順 ・運用設計	30点
実績・資格	・平成13年度以降における土木占使用システム構築実績 ・国際標準化機構やプライバシーマーク等の資格	180点
ライフサイクルコスト	・ハードウェア導入費 ・運用経費	400点

- (3) 価格点は、入札価格に応じて点数を与える。（配点1,000点）

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨

- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の金額を、平成23年11月22日（火）までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の金額を、契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との

間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要書類を平成23年10月28日（金）午後5時までに3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までに契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札ではないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、その内容が分明であること。

カ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

キ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、ウ又はエに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札、申込書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、これを無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature of the required service:

Development of occupancy management system

(2) Time-limit for the application forms:

17:00 October 28, 2011

(3) Time and date of tender:

10:00 November 24, 2011

(4) Office to contact concerning the notice:

Contract Management Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo, 650-8567

TEL(078)341-7711 extension 4330



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年10月14日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国岡5丁目131番から134番まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日（平成24年3月中旬予定・議決日以降）までであること。

なお、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日まで失効する場合は、確認基準日において既に新たな総合評定値通知書を請求しており、かつ、入札日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,030点以上であること。

カ 平成8年度以降に、次に掲げる工事を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡しが完了したもの）を有すること。

(7) 代表構成員にあつては、堤高30メートル以上（共同企業体の代表構成員以外の構成員としての実績の場合は60メートル以上）の重力式コンクリートダム工事

(4) 下記(2)アの構成員1にあつては、堤高30メートル以上の重力式コンクリートダム工事

(9) 下記(2)アのその他の構成員にあつては、1件の請負工事完成額が1億円以上の一般土木工事

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、かつ、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(7) 本工事に係る設計業務等の受託者

株式会社建設技術研究所、パシフィックコンサルタンツ株式会社

(4) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(9) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

コ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は4者（「代表構成員」1者、「構成員1」1者、「その他の構成員」2者から構成）とし、それぞれの出資比率が15パーセント以上であること。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。また、出資比率は構成員中最大であること。

ウ 特別共同企業体の結成方法は自主結成とし、本件入札に関して他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、平成23年12月15日（木）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置予定技術者の要件

ア 代表構成員にあつては、次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として本工事に専任で配置できること。

(7) ダム工事総括管理技術者の資格を有すること。

(4) 平成8年度以降に、堤高30メートル以上の重力式コンクリートダム工事を、監理技術者資格者証を有する者として施工した経験を有すること。

イ 構成員1にあつては、次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を主任技術者として本工事に専任で配置できること。

(7) ダム工事総括管理技術者、1級土木施工管理技士、技術士（建設部門）のいずれかの資格を有すること。

(4) 平成8年度以降に、堤高30メートル以上の重力式コンクリートダム工事を、監理技術者資格者証を有する者として施工した経験を有すること。

ウ その他の構成員にあつては、1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有する者を主任技術者として本工事に専任で配置できること。

エ なお、配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）がある者で、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

オ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、同一の技術者を「(一) 由良川水系 滝の尻川 西紀ダム堤体建設工事」（平成23年10月14日付け入札公告）及び「(国) 178号浜坂道路新桃観トンネル（西工区）工事」（平成23年10月14日付け入札公告）と、重複して配置予定技術者とすることはできない。

また、本件が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

カ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に専任で配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置技術者を変更することを認めない。

(4) VE提案に関する要件

入札参加申込時に、VE提案書を提出すること（記載漏れのある提案書は受け付けない）。また、VE提案を行う場合には、その提案が適正であること。

VE提案書の提出に当たっては、別に定めるVE提案書作成要領により作成すること。

なお、提出されたVE提案書を評価した結果、加算点が0点の者、もしくは、最低限の要求要件を1項目でも満たしていない者は、提案を不適として入札参加資格を与えない。また、この場合は、VE提案に係る技術・社会貢献評価数値の加算対象としない。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成23年10月14日（金）から同年12月20日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所）

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

兵庫県西播磨県民局総務企画室財務課

電話（0791）58-2108

5 入札説明書、VE提案書作成要領及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書、VE提案書作成要領及び入札参加資格確認資料

平成23年10月14日（金）から同年11月14日（月）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。）

平成23年10月14日（金）から同年12月20日（火）まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県庁ホームページの「電子県庁」→「電子県庁」の中の「電子入札」→「電子入札」の中の「電子入札システム（公共工事）」→「兵庫県電子入札サイト」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）（以下「入札情報サービス」という。）→「入札公告」→「検索」→本工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」の順にクリック

して各画面を開き、ダウンロードにて保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）、入札参加資格確認資料及びVE提案書（以下2つを合わせて「資料」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成23年10月17日（月）から同年11月14日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（資料の提出については、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

ア 申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

また、申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県建設工事入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカード情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとす。

ウ 資料は、前記4(2)の場所に持参する。

7 入札手続等

(1) 入札期間

平成23年12月21日（水）から同月22日（木）まで

午前9時から午後5時まで（平成23年12月22日（木）は午後4時まで）

(2) 開札日時

平成23年12月26日（月）午前10時

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び採択されたVE提案書を、平成23年12月22日（木）午後4時までに前記4(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。

キ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び採択されたVE提案書を、平成23年12月22日（木）午後4時までに前記4(2)の場所に提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ウに違反し無効

となった者以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 後記13(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 総合評価に関する提案について、採択されたVE提案書に記載した内容と異なる提案をもってした入札は、無効とする。

8 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価指標

評価項目及び評価指標については、次のとおりとする。

ア 工事目的物の性能・機能に関する事項については、品質の確保・向上を評価項目とし、堤体コンクリートの品質向上対策を評価指標とする。

イ 社会的要請に関する事項については、生活環境の維持並びに自然環境への配慮を評価項目とし、生活環境の維持については周辺住民に対する騒音・振動・安全対策を評価指標とし、自然環境への配慮については周辺自然環境への影響軽減対策をそれぞれ評価指標とする。

ウ その他に関する事項については、地域企業の活用並びに地域材料の活用を評価項目とし、地域企業の活用については技術力向上などの地域貢献並びに災害時の体制の整備を評価指標とし、地域材料の活用については指定資材の県内調達を評価指標とする。

(2) 総合評価の方法

総合評価は、入札者の提案内容に応じて付与される得点（標準点＋加算点）を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

発注者が提示する最低限の要求要件を全て満たしていれば標準点100点を付与する。

加算点は、上記(1)の各評価指標の審査点を合算した点数とし、最大20点とする。

評価項目ごとの配点、評価基準、最低限の要求要件等については、VE提案書作成要領の添付資料「(別表－1) 評価の方法」を参照のこと。

評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、審査点、加算点及び求める評価値は小数位3桁（4位四捨五入）とする。

(3) 落札者の決定方法

ア 入札価格が財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内にある入札者のうちから、上記(2)の評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われたときには、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合においてくじを引くことを辞退することはできない。

9 落札者の決定通知及び公表

(1) 落札結果の通知は、落札決定後、速やかに行う。

(2) 落札決定後、兵庫県建設工事入札・契約情報公表事務処理要領による公表項目に加え、次の項目を公表

する。

ア 評価値

イ 各評価指標の審査点

- (3) 入札結果の公表は、閲覧の方法により公表する他に、兵庫県のホームページ内の入札情報サービスにおいても契約締結後に公表する。

10 評価内容の担保

- (1) 受注者の責に帰すべき理由により、入札時に提示された提案内容が履行されない場合は、実際の履行内容に基づいて加算点の再計算を行い、入札時の評価値を確保するのに見合う金額を請負金額から減額する。
また、悪質な不履行が行われた場合は、建設工事請負契約書第47条第1項第4号の規定により、契約を解除する場合がある。
- (2) 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、入札時に提示された提案内容が履行できなかった場合は、受注者は契約担当者に対してその理由を書面により申し出ることができる。申し出た理由が、受注者の責によらないと認められた場合は、上記(1)を適用しないこととする。

11 契約の締結

- (1) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (2) 工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の日から7日以内に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。
- (3) 落札決定後議会の議決までの間に、落札者である特別共同企業体の構成員が倒産等となった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。ただし、落札者が、資格を失った構成員を除いて特別共同企業体協定書を変更して、その協定書を議案の上程日までに提出し、変更後の特別共同企業体の構成員が3者となっている場合において、仮契約を締結していないときには仮契約を締結することがあり、仮契約を締結しているときには締結している仮契約を解除せずに一部変更の仮契約を締結することがある。

12 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- (1) 年割支払 有
- (2) 前金払 有
- (3) 中間前金払 有
- (4) 部分払 有
- (5) 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円（消費税込）を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を県に提出すること。
- (3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

(4) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については80パーセント、一般管理費については30パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点調査基準価格を

下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の平成23年12月26日（月）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は平成24年1月10日（火）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

(5) 詳細は入札説明書による。

(6) 問合せ先

前記4(2)に同じ。

14 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Construction works of the Kanaji Dam

Type: Concrete gravity dam

Dam height: 62.3m

Crest length: 184.0m

Dam volume: 151,500.0m³

(2) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 November 14, 2011

(3) Deadline for tender:

16:00 December 22, 2011

(4) Person to contact concerning the notice:

Finance Division, General Affairs Office, Nishiharima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

2-25 Koto Kamigoricho, Ako-gun, Hyogo 678-1205

TEL (0791)58-2108



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年10月14日

契約担当者

但馬県民局長 石井孝一

1 入札に付する事項

(1) 工事名

(国) 178号 浜坂道路 新桃観トンネル（西工区）工事

(2) 工事場所

美方郡香美町香住区余部～新温泉町久谷

(3) 工事概要

工種 一般土木工事

規模 延長 L=2,158メートル、幅員 W=7.0(10.0)メートル

トンネル延長 L=2,158メートル、内空断面積 71.7平方メートル

工法 NATM工法

(4) 工期

着工の日から1,470日間

(5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

(6) 技術提案の受付

本工事は、工事目的物の品質、周辺環境への配慮等について、入札時に技術提案を受け付ける入札時V E方式の適用工事である。また、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の適用工事である。

(7) 落札方式

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事である。

2 応募方法

特別共同企業体による。

3 入札参加資格

本工事の入札に参加することができる資格を有する者は、昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく兵庫県の工事契約に係る競争入札参加資格取得（登録）者又は入札書の提出期限日までに入札参加資格を取得（登録）した者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得（登録）しており、その工種が一般土木工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日（平成24年3月中旬予定・議決日以降）までであること。

なお、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、確認基準日において既に新たな総合評定値通知書を請求しており、かつ、入札日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,030点以上であること。

カ 平成8年度以降に、次に掲げる工事を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡しが完了したもの）を有すること。

(7) 代表構成員にあつては、NATM工法によるトンネル内空断面積65平方メートル以上かつ同一トンネルにおいて施工延長1,400メートル以上のトンネル工事

(1) 下記(2)アの構成員1にあつては、NATM工法による同一トンネルにおいて施工延長300メートル以上のトンネル工事

(9) 下記(2)アのその他の構成員にあつては、1件の請負工事完成額が1億円以上の一般土木工事

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(7) 本工事に係る設計業務等の受託者

日本工営株式会社

(1) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超

える出資をしている者

(7) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

コ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は4者（「代表構成員」1者、「構成員1」1者、「その他の構成員」2者から構成）とし、それぞれの出資比率が15パーセント以上であること。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。また、出資比率は構成員中最大であること。

ウ 特別共同企業体の結成方法は自主結成とし、本件入札に関して他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、平成23年12月15日（木）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）がある者で、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(7) 1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有すること。

(4) 平成8年度以降に上記(1)カにおいて代表構成員に施工実績を有することを求める工事の施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、同一の技術者を「(二) 千種川水系 鞍居川 金出地ダム堤体建設工事」（平成23年10月14日付け入札公告）及び「(一) 由良川水系 滝の尻川 西紀ダム堤体建設工事」（平成23年10月14日付け入札公告）と、重複して配置予定技術者とすることはできない。

また、本件が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に専任で配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置技術者を変更することを認めない。

(4) VE提案に関する要件

入札参加申込時に、VE提案書を提出すること（記載漏れのある提案書は受け付けない。）。また、VE提案を行う場合には、その提案が適正であること。

VE提案書の提出に当たっては、別に定めるVE提案書作成要領により作成すること。

なお、提出されたVE提案書を評価した結果、加算点が0点の者、もしくは、最低限の要求要件を1項目でも満たしていない者は、提案を不適として入札参加資格を与えない。また、この場合は、VE提案に係る技術・社会貢献評価数値の加算対象としない。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間
平成23年10月14日（金）から同年12月20日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所）
〒668-0025 豊岡市幸町7-11
兵庫県但馬県民局総務企画室財務第1課
電話番号（0796）26-3606
- 5 入札説明書、VE提案書作成要領及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付
- (1) 交付期間
ア 入札説明書、VE提案書作成要領及び入札参加資格確認資料
平成23年10月14日（金）から同年11月14日（月）まで
イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。）
平成23年10月14日（金）から同年12月20日（火）まで
 - (2) 交付方法
兵庫県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。
なお、様式等は、兵庫県庁ホームページの「電子県庁」→「電子県庁」の中の「電子入札」→「電子入札」の中の「電子入札システム（公共工事）」→「兵庫県電子入札サイト」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）（以下「入札情報サービス」という。）
→「入札公告」→「検索」→本工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードにて保存することにより取得すること。
- 6 入札参加の手続
- 本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）、入札参加資格確認資料及びVE提案書（以下2つを合わせて「資料」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (1) 提出期間
平成23年10月17日（月）から同年11月14日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時まで（資料の提出については、正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 提出方法
ア 申込書は、電子入札システムを使用して送信する。
なお、入札参加申込みを有効に行うためには、申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。
また、申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。
イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県建設工事入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカード情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものである。
ウ 資料は、次の場所に持参する。
〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋 522-4
兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所工事業務課
電話（0796）82-5679
- 7 入札手続等
- (1) 入札期間
平成23年12月21日（水）から同月22日（木）まで
午前9時から午後5時まで（平成23年12月22日（木）は午後4時まで）
 - (2) 開札日時
平成23年12月26日（月）午後1時30分
 - (3) 入札方法等
ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。
イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び採択されたVE提案書を、平成23年12月22日（木）午後4時までに前記4(2)の場所に持参又は郵送に

より提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金
要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みを使用した名義人のものであること。

キ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び採択されたVE提案書を、平成23年12月22日（木）午後4時までに前記4(2)の場所に提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ウに違反し無効となった者以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記13(4)により技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 総合評価に関する提案について、採択されたVE提案書に記載した内容と異なる提案をもってした入札は、無効とする。

8 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価指標

評価項目及び評価指標については、次のとおりとする。

ア 工事目的物の性能・機能に関する事項については、品質管理を評価項目とし、覆工コンクリートの品質確保と施工を評価指標とする。

イ 社会的要請に関する事項については、自然環境への配慮並びに作業環境への配慮を評価項目とし、自然環境への配慮については周辺環境へ配慮した濁水対策を評価指標とし、作業環境への配慮についてはトンネル内の粉じん濃度をそれぞれ評価指標とする。

ウ その他に関する事項については、地域企業の活用並びに地域材料の活用を評価項目とし、地域企業の活用については技術力向上などの地域貢献を評価指標とし、地域材料の活用については指定資材の県内調達を評価指標とする。

(2) 総合評価の方法

総合評価は、入札者の提案内容に応じて付与される得点（標準点＋加算点）を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

発注者が提示する最低限の要求要件を全て満たしていれば、標準点100点を付与する。

加算点は、上記(1)の各評価指標の審査点を合算した点数とし、最大20点とする。

評価項目ごとの配点、評価基準、最低限の要求要件等については、V E 提案書作成要領の添付資料「(別表-1) 評価項目等一覧」を参照のこと。

評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、審査点、加算点及び求める評価値は小数位3桁(4位四捨五入)とする。

(3) 落札者の決定方法

ア 入札価格が財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内にある入札者のうちから、上記(2)の評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われたときには、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合においてくじを引くことを辞退することはできない。

9 落札者の決定通知及び公表

(1) 落札結果の通知は、落札決定後、速やかに行う。

(2) 落札決定後、兵庫県建設工事入札・契約情報公表事務処理要領による公表項目に加え、次の項目を公表する。

ア 評価値

イ 各評価指標の審査点

(3) 入札結果の公表は、閲覧の方法により公表する他に、兵庫県のホームページ内の入札情報サービスにおいても契約締結後に公表する。

10 評価内容の担保

(1) 受注者の責に帰すべき理由により、入札時に提示された提案内容が履行されない場合は、実際の履行内容に基づいて加算点の再計算を行い、入札時の評価値を確保するのに見合う金額を請負金額から減額する。

また、悪質な不履行が行われた場合は、建設工事請負契約書第47条第1項第4号の規定により、契約を解除する場合がある。

(2) 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、入札時に提示された提案内容が履行できなかった場合は、受注者は契約担当者に対してその理由を書面により申し出ることができる。

なお、申し出た理由が、受注者の責によらないと認められた場合は、上記(1)を適用しないこととする。

11 契約の締結

(1) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(2) 工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の日から7日以内に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

(3) 落札決定後議会の議決までの間に、落札者である特別共同企業体の構成員が倒産等となった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。ただし、落札者が、資格を失った構成員を除いて特別共同企業体協定書を変更して、その協定書を議案の上程日までに提出し、変更後の特別共同企業体の構成員が3者以上となっている場合において、仮契約を締結していないときには仮契約を締結することがあり、仮契約を締結しているときには締結している仮契約を解除せずに一部変更の仮契約を締結することがある。

12 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

(1) 年割支払 有

- (2) 前金払 有
- (3) 中間前金払 有
- (4) 部分払 有
- (5) 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円（消費税込）を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を県に提出すること。
- (3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。
- (4) 調査基準価格を下回った場合の措置
 - ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。
 - イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については80パーセント、一般管理費については30パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。
また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点調査基準価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。
 - ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の平成23年12月26日（月）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は平成24年1月10日（火）午後5時までにを行うものとする。
なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。
資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。
 - エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。
なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。
- (5) 詳細は入札説明書による。
- (6) 問合せ先
前記4(2)に同じ。

14 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Construction works of the Shintokan Tunnel on Route 178 (West section)
Construction method: NATM(New Austrian Tunnelling Method)
Construction length: 2,158.0m
Tunnel part: length 2,158.0m, width 7.0 (10.0)m, area of inner cross-section 71.7m²
- (2) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 November 14, 2011
- (3) Deadline for tenders :
16:00 December 22, 2011
- (4) Person to contact concerning the notice
General Affairs Office, Tajima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government
7-11, Saiwai-cho, Toyooka, Hyogo 668-0025

TEL (0796)26-3606

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年10月14日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉田 潤

1 調達内容

(1) 件名及び数量

交通事故抑止システム改修 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

契約日から平成23年12月28日（水）まで

(4) 履行場所及び仕様

兵庫県警察本部長が指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 白石

電話 (078) 341-7441 内線 2252

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成23年10月14日（金）から同月28日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成23年11月24日（木）午前11時00分

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階 入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書

の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年11月22日（火）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年11月22日（火）午後1時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結予定日（平成23年12月1日（木））までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険を締結する場合は、保険証書を契約保証金に代えて契約締結予定日までに前記3(1)に提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成23年10月28日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成23年12月1日（木））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の件名の総額の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Jun Kurata, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased:
Traffic Accident Deterrence System Software, 1 set
- (3) Term of a contract:
From Contract Day through December 28, 2011
- (4) Delivery place:
Hyogo Prefectural Police H.Q. Building
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 October 28, 2011
- (6) Deadline for tender:
17:00 November 22, 2011 by mail;
11:00 November 24, 2011 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Shiraishi, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.
5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510
TEL (078)341-7441 Ext 2252